

かめにししょうがっこう 亀西小学校だより

令和3年7月9日
亀山市立亀山西小学校
No. 5 文責 学校長

Comunicado da Escola :: La información de la escuela :: School Newsletter

7月にはいって10日余りが過ぎました。梅雨前線の影響によって、どんよりとした天候が続いています。プール指導では雨の合間を縫って入水が可能な時間は、出来るだけ入って、水に慣れさせたり泳力の向上をはかっています。1学期の学習の締めくくりに向けて、子どもたちは学習もまとめの時期を迎えています。本校では、学習補充として年間を通して「パワーアップタイム」を設定し、学力の向上に取り組んでいます。写真は、2年生の児童がかさ(LやdL)のプリントに取り組んでいる様子です。学習補充は2年生以上で実施していますが、学年の枠を超えて教職員が指導体制を組み、多人数の教員のもと指導を行っています。2年生のパワーアップには、この日は学習ボランティアの谷川さんにも来ていただき、〇付けを助けていただきました。多くの問題が解けるようになり自信をつける子も多いです。



※パワーアップタイムでの学習ボランティアへご協力いただける方がありましたら、学校(82-0139)まで連絡下さい。



放課後子ども教室でお世話になっている和琴の先生の村嶋恵美子さんのご紹介で、華音流師範の岩田亜古先生に来ていただき、4年生は和琴の演奏を聴き、体験もさせていただきました。子どもたちは、空調が効いているとはいえ、毎日の天候が不順で蒸し暑い日が続いて

ただけに、お琴のきれいな響きと演奏にすっかり魅了されてきました。(以下児童の感想一部抜粋)

- 和琴をひいている指を見たら、動いている速さがはやかった。3つ(3張)ともひいているところが違うのに気づきました。だから、全部あったので、すごくいい音でした。
- ひいている人の手は、親指、人差し指、中指でひいていました。爪がついていない指は、糸をもって上にあげたり押さえたりしていました。家にお琴があったら、さくらさくらをひきたいです。
- えんそうを見て、すごかったことは、きれいに先から先まで、鳴らしていたことです。お琴はこんなにきれいな音が出るんだと思ってびっくりしました。私もお琴になれていっぱいひきたいと思いました。
- はじめて和琴をひいて、きれいな音でした。和風な感じがしました。和琴は、和風できれいな音だから、子守歌にぴったりだと思いました。
- ポロンという音がしました。ドレミとはまた別の音がして、おもしろかったです。
- さいしょは「こうかな?」と思いながらひいていました。でもなれると たのしくひけたのでよかったです。またひくときはじょうずにひきたいです。



しゅつぼつ ちゅうい さる 出 没、注意!

さいきん 最近、「サルが出た!」という連絡を地域や保護者の
かたがた 方々からよくいただくようになりました。連絡があれば
かのう 可能な限り現場へ行ったりサル除けのロケット花火を
う 打ったりもしますが、ほとんどが、サルには遭遇するこ
とができないのが現状です。これまでもサル出沒対
策として、市役所や青少年支援センターの青パトへの対応も依頼したこともありますが、学校が対応
するのと同じく、現地へ行く頃には姿を消している場合が多いです。そこで、遭遇した時の対応を子ども
たちに教えておくことも重要と考えます。目を合わせない、石やモノを投げない(刺激しない)、大き
な声を出さないなど、ご家庭でも声かけをお願いします。



かんせんしょうたいさく ねっちゅうしょうたいさく と く 感染症対策・熱中症対策にしっかり取り組みましょう!

6月でまん延防止やリバウンド防止の県の取組は終了しました。本県では以前よりも感染者は少な
くなってきましたが、全国的な状況からは、全く気を抜けない状況です。
引き続き学校では「マスクの着用」「手洗い・手指消毒」「教室の換気」
「毎日の検温」など感染症対策に緊張感を持って取り組んでいきます。併せ
て、熱中対策も注意が必要です。水分補給のためのお茶やスポーツドリ
nk、汗拭きタオル、ぼうし、ひがさなどご家庭でも、その日の天候によりお子様
への配慮をお願いします。また、天候不順で体調も崩しがちです。お子様が
規則正しい生活ができるよう、ご家庭での見守りをお願いします。



み え けん こうつうあんぜんじょうれい せいいてい 三重県交通安全条例が制定されました!

すでに対応されているかもしれませんが、参考までに見出しのことについて情報提供します。

*****【令和3年10月1日~】自転車損害賠償責任
保険等への加入等が義務化されます。県内において自転車関連
事故が長期的に減少している一方で、他都道府県においては、
自転車側に責任のある高額賠償事故が発生しており、1億円弱の
賠償命令が下った事例があります。このような万が一の交通事故
に備え、被害者の救済、加害者の経済的負担の軽減を目的として、
「交通安全の保持に関する条例」を全面改正した「三重県交通
安全条例」において、「①自転車損害賠償責任保険等への加入
(条例第25条)」及び「②自転車損害賠償責任保険等への加入
の確認等(条例第26条)」を義務としました。【令和3年3月23日
公布10月1日 施行】***** ~以上三重県HPより転記~

